

大豊工業

一般事業主行動計画

社員がより家庭及び地域社会にかかわる事ができ、安心して育児休業が取れる環境をつくるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 所定外労働を減らし、家庭・地域で触れ合う時間を作るよう努める。 2(2)

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和7年4月～内容の検討

令和7年8月～朝礼、会議等を利用して周知及び実施

目標2 育児休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。 1(1) オ

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～提供情報内容の検討

令和7年8月～情報提供の実施